

連載

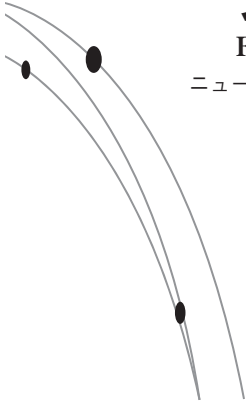
フィールド・アイ

Field Eye

ニューヨーク・ルーヴェンから——③

東京大学 土岐 将仁

Masahito Toki



ルーヴェン滞在記

筆者のベルギー・ルーヴェン滞在は、もともと2025年9月からの予定であったが、前回言及したビザ発給手続きの遅れにより、ベルギーに到着したのは2025年11月下旬のある日であった。ブリュッセル国際空港から大学のあるルーヴェンまでは、ベルギー国鉄で移動するのであるが、空港の地下にある駅に向かうと何となく不穏な空気が漂っていた。ストライキにより電車の運行に大幅な支障が生じており、減便・経路変更がされているという。運行状況を表示している液晶ディスプレイを見ても地名にピンとこず、頼みの綱(?)のGoogleマップを一応見てみるも運行状況を反映している様子ではない。すると、すぐに駅員が駆け寄ってくれて、筆者に移動ルートを教えてくれた。通常、空港からルーヴェンは電車で1駅、15分程度で到着するようであるが、方角としては逆となるブリュッセル方面に移動して1回乗り換えて、1時間以上かかって漸くルーヴェンに到着した。筆者は、日本ではストライキの影響を自らが直接に受ける経験をしたことがなかったため、若干の感動と困惑、ヨーロッパに到着したことを実感したのであった。その際は、長旅の疲労もあり、ストライキの背景を気にかけることはなかった。

ルーヴェンは、人口約10万人であり、大学を中心とした都市である。治安も良好なようであり、ニューヨークで出歩く際に絶えず感じていた緊張も、ほとんど感じない。筆者が、居住している大学の宿舎から研究室に移動する際には、信号がない道を通ることが多いが、横断歩道にいれば、自動車も自転車もほとんど

の場合に止まってくれることに感心させられる。ニューヨークには、大都市としての良さ(日本の食材にアクセスしやすいなど)もあったが、ルーヴェンは体感的治安も良く、人口の少ない地域で中高時代を過ごした筆者には快適な都市である。しかし、やはり、物価高は世界的な傾向なようである。世界で最も生活費の高い都市とも評されるニューヨークを離れたので、少しはお財布に優しい生活ができることを期待していたが、歴史的なユーロ高の影響もあって、食料品や日用品に関していえば、円換算するとニューヨークよりも高いと感じられるのは想定外であった。

本欄の執筆の参考にしようと、受入教員に最近のベルギー労働法や労働政策をめぐる話題について聞いてみると、ベルギーでは、インフレーションに伴う財政赤字の拡大やEU財政ルールなどもあって緊縮財政が進められており、このことが労働政策上の争点を生じさせているという。2025年11月の連邦政府の政策合意には、歳出削減策として、年金削減、失業給付の期間制限、長期病欠者の職場復帰促進などが、歳入拡大策として、賃金インデックス制度の調整、夜間労働やパートタイム労働の柔軟化、税制優遇付きの副業の拡大などが盛り込まれている¹⁾。

これらのうち、大きな争点の1つになったのは賃金インデックス制度である。これは、第二次大戦後に定着した、物価上昇に合わせて賃金額を自動的に増額する仕組みである。通常、賃金額は当事者が個別の雇用契約において合意することで決定されるが、産業レベルなどで存在する労働協約を考慮する必要がある。ベルギーでは、多くの労働協約において、合意された式に従って、消費者物価が上昇した場合に賃金額を自動的に上昇させる条項があり、ベルギーの多くの労働者に適用されている²⁾。ベルギー以外のユーロ圏では、ルクセンブルクにのみあり³⁾、EU加盟国でも珍しい仕組みのようである。賃金インデックス制度は、労働者の購買力が生活費の上昇に合わせて変化することを保障する手段として機能している⁴⁾。2023年には、ウクライナ侵攻に伴うインフレーションに伴い、約11%という高率の賃金引上げが自動発動していた。近年のインフレーションにより、賃金インデックス制度に基づく賃金の自動引上げは、公的支出の増加(公務員給与や社会保障給付と連動するため)やベルギー企業の国際競争力の低下につながるものとして、懸念が

生じていた⁵⁾。

この賃金インデックス制度をめぐっては、上記の連邦政府の政策合意により、2026年と2028年について、月額報酬4000ユーロまでが自動引上げの対象となり、同額を超える場合には自動引上げに上限が付されることになる⁶⁾。この上限の対象になるのはベルギーの労働者の40%であるという⁷⁾。そして、使用者は、自動引上げに上限が付されたことで削減された費用の半分を社会保険事務所に払う必要がある。ただし、政策合意の実施には法律が必要であるところ、法律の制定は、2026年1月に間に合っておらず、当面は通常の自動引上げが実施される見込みのようである⁸⁾。

前述のように、賃金インデックス制度は、インフレに伴う労働者の購買力を維持するための仕組みではあるが、国際機関や使用者側から企業の競争力や成長を妨げるという課題も指摘されている。しかし、労働組合は、この制度を福祉国家の中核を成す、国の賃金政策の基盤であると考えており、労働者に不利になる柔軟な制度への移行を望んでいない⁹⁾。賃金インデックス制度は労働協約によって社会に根付いた制度であることもあるのであろう。こうしたこともあって、賃金インデックス制度への介入を含む緊縮財政政策は、ベルギーの主要な労働組合の反発を招き、2025年11月24日から26日の3日間にかけて公私セクターにおいてストライキが実施された。鉄道労働者のストライキを皮切りに、25日には公的部門、26日には全国的にストライキが行われた。26日のストライキでは、ブリュッセル国際空港の全出発便が欠航となり、到着便も半分強の便が欠航になったという¹⁰⁾。筆者がブリュッセルに到着したのは、まさに26日であり、駅で遭遇したストライキは、緊縮財政政策に反発して実施されたものであった。

筆者が、ベルギーにおける緊縮財政政策と賃金インデックス制度をめぐり動きを取り上げようと思ったのは、前述のように受入教員の示唆がきっかけであり、

日本では物価高の中で「責任ある積極財政」を掲げる政権が発足していたのとは対照的に思われたことと、賃金インデックス制度という物価に連動して賃金引上げが自動的に行われる仕組みが労働協約により実施されていることを興味深く思ったためである。しかし、執筆を進める過程で、ベルギー到着初日に遭遇したストライキは、自らの搭乗便も欠航便の1つにしていたかもしれないと思いついたとき、背筋に冷たい感覚が走るとともに、実は、ベルギーの福祉国家としての在り方に関わる重要な政策について、労働組合が反対を表明するものであったことを知ったのであった。

- 1) 労働法関係の改革に言及するものとして、L&E Global (2025) “Key Employment-Law Measures in Belgium’s 2025 Autumn Agreement,” <https://leglobalaw/countries/belgium/belgium-2026-looking-ahead> (最終閲覧日 2026年2月7日)。
- 2) Frank Hendrickx, *Labour Law in Belgium* (Wolters Kluwer, 2022) 101.
- 3) Simon Erkes (2011) “Time to End Automatic Wage Indexation?” <https://www.eurofound.europa.eu/en/publications/all/time-end-automatic-wage-indexation> (最終閲覧日 2026年2月7日)。
- 4) Hendrickx, *supra* note 2, 103.
- 5) See Marga Caproni (2025) “‘Ceci n’est pas une Indexation ...’, or Is It? Wage Indexation about to Get Quite Surreal in Belgium,” <https://www.employmentlawworldview.com/ceci-nest-pas-une-indexation-or-is-it-wage-indexation-about-to-get-quite-surreal-in-belgium> (最終閲覧日 2026年2月7日)。
- 6) なお、賃金インデックス制度への介入に関して、近年では自動増額を一律に見送る“index jump”のための法律が2015年に制定され、1年自動増額が見送られている。1980年代以降、初めてのことであったという。
- 7) Caproni, *supra* note 5.
- 8) See L&E Global, *supra* note 1.
- 9) 以上につき、Erkes, *supra* note 3 参照。
- 10) Reuters (2025) “Belgian National Strike Disrupts Schools, Flights and Public Transport,” <https://www.reuters.com/world/belgian-national-strike-disrupts-schools-flights-public-transport-2025-11-26/> (最終閲覧日 2026年2月7日)。

とき・まさひと 東京大学大学院法学政治学研究所准教授。主に『法人格を越えた労働法規制の可能性と限界——個別的労働関係法を対象とした日独米比較法研究』（有斐閣、2020年）。労働法専攻。